

三河港運航調整の手引き

制定 令和3年1月25日

愛知県三河港務所

三河港航行安全対策委員会

1. 三河港利用の手引き作成に当って

はじめに

三河港は、世界を代表する自動車港湾で、輸出自動車は、金額・台数ともに全国第2位、輸入自動車は金額・台数ともに27年連続日本一を誇っております。貿易額においても、3兆3,691億円で全国第9位（R1名古屋税関豊橋税関支署資料）の重要港湾です。

また、今後のさらなる発展を期待して、船舶の大型化や防災対応を考慮した、国際物流ターミナルの強化を進めているところです。

増加が予想される船舶に対応するため、愛知県は港湾管理者として、船舶の航行安全性と港湾利用の効率性の向上を図るべく「衣浦港三河港船舶保安情報センター」（以下、「情報センター」という。）を活用した船舶の運航調整を本手引きに基づき実施します。

なお、本手引きによる運航調整は、必要に応じ関係者間で検証を行い、環境変化等に適応した修正を加えるなど、より適正な運用を目指すものとします。

2. 定義



定義の概念図

2.1. 船舶の定義

- (1) 船舶: 漁船、汽艇等の小型船を除く 20 トン以上の船舶
- (2) 大型船: 水先人が乗船する総トン数 1 万トン以上の船舶
- (3) 長大物曳航船: 曳航全長 100m 以上の船舶
- (4) 危険物運搬船: LPG 船、LNG バンカー船

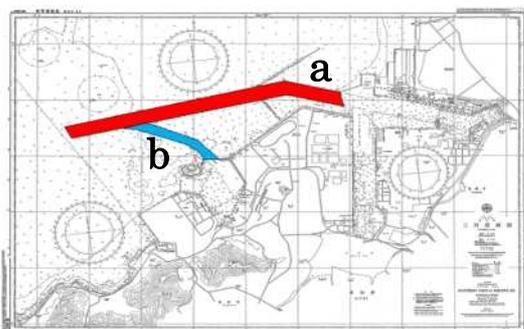
2.2. 運航調整対象、航路・水域・泊地、対象船舶の定義

(1) 調整エリア

- ・三河港港域内で運航調整を実施する、航路、水域、泊地の総称

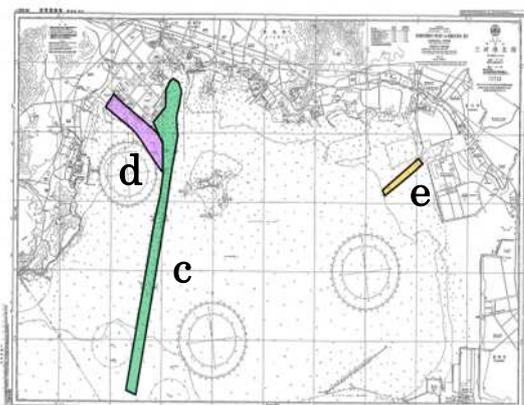
(2) 航路

① 豊橋(神野・明海)・田原地区



- (a) 豊橋航路 港湾法上の航路
- (b) 田原航路 同上

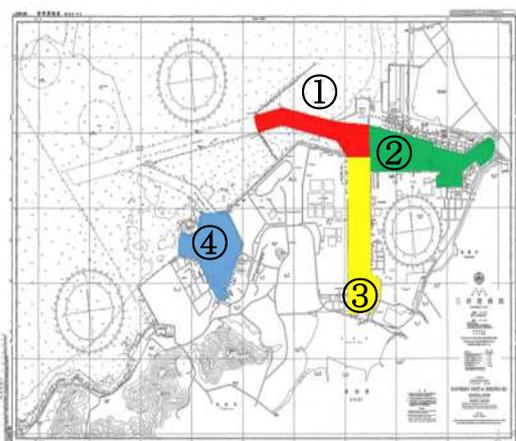
② 蒲郡・御津地区



- (c) 蒲郡航路 港湾法上の航路
- (d) 浜町航路 同上
- (e) 御津航路 同上

* 以下、単に「航路」と表記される場所は上記①②に記載された 5 航路の総称を示す。

(3) 水域・泊地



① 自主規制水域（以下、「規制水域」）

自主規制水域とは、三河港航行安全対策委員会にて定める「三河港豊橋航路の自主規制ルール」を適用する水域を指し、防波堤より内側の航路及び交差点を含めた水域

② 神野泊地

神野埠頭7号西端から新来島豊橋造船北西端を結んだ線より東側の水域

③ 明海泊地

トヨタ田原ふ頭北端から新来島豊橋造船所北西端を結んだ線より南側の水域

④ 田原泊地

姫島防波堤内側の水域

(4) 運航調整の対象船（以下、「対象船」）

① 豊橋航路及び接続する規制水域及び泊地

- ・全長(LOA)100m以上の船舶
- ・長大物曳航船
- ・危険物運搬船

② 田原航路及びその泊地

- ・航路及び泊地を利用する船舶

③ 蒲郡・御津航路

- ・全長(LOA)100m以上の船舶
- ・長大物曳航船
- ・危険物運搬船

3. 運航調整に必要な情報等

情報センターが行う運航調整にあたっては、船舶動静情報、港湾情報、運航支援手配情報、港湾工事情報等のあらゆる情報が情報センターに一元化され、それを管理、活用することが重要な要素となるので、関係者は積極的に情報を提供すること。

(*運航支援情報: 水先人、タグボート、係離船作業に関する情報)

◎ 情報センターに情報提供する時のツール

- ・ E-Mail: mikawainfo@toyoshingo.co.jp
- ・ F A X: 0532-34-7860
- ・ T E L: 0532-34-7850

3.1. 船舶・港湾情報

港湾関係者は、本船入出港の前日の 16 時 30 分までに下表の予定情報を情報センターに提供すること。情報センターは提供された情報を基に対象船が調整エリア内で危険な行き合いや追越しが発生しないよう調整すること。

港湾関係者	情報の種類	備考
港湾管理者	・公共岸壁の予約情報 ・その他、必要な情報	・バース名、バース専有期間
船舶代理店	・船舶の入出港 及び 移動予定情報 ・運航支援手配情報	・船名・コールサイン・GT・LOA バース名・着舷側・ETA/ETD 等 ・荷物(種類・揚積・数量) ・水先人・タグボート・係離船作業 ・補油情報
水先人会	・水先人配乗情報	・配乗船名・時刻等
曳船会社	・タグボート配船予定情報	・配船先・船名・時刻・タグボート名等
係離船会社	・係離船作業情報	・作業実施先・船名・時刻等
補油船会社	・作業予定情報	・作業実施先・船名・時刻等
その他 (港湾工事)	・工事情報	・工事開始・終了・中止情報 ・工事用船動静情報

3.2. 船舶・港湾情報の変更

船舶代理店は、船舶の入出港・移動予定に変更が生じた時は、速やかに下記通報先に変更通報を行うこと。

(1) 前日の変更通報先

- ① 港湾管理者
- ② 運航支援手配先(水先人会、タグボート、係離船社等)
- ③ 情報センター(上記、①、②、の関係者との調整が整った後)

情報センターは、上記変更によって調整エリア内で危険な行き合いが発生するおそれがあると判断した場合、更に調整した上で翌日の対象船の運航予定時刻を各取扱い代理店へ通知する。

(2) 当日の変更通報先並びに調整方法

① 変更通報先：情報センター

② 調整方法

情報センターは、船舶代理店から本船の運航予定や運航支援手配の変更通報があった時は次の手順で運航調整を行い、最適な入出港時刻を船舶代理店に通知する。

1) 規制水域での行き合い調整(対象船に限る)

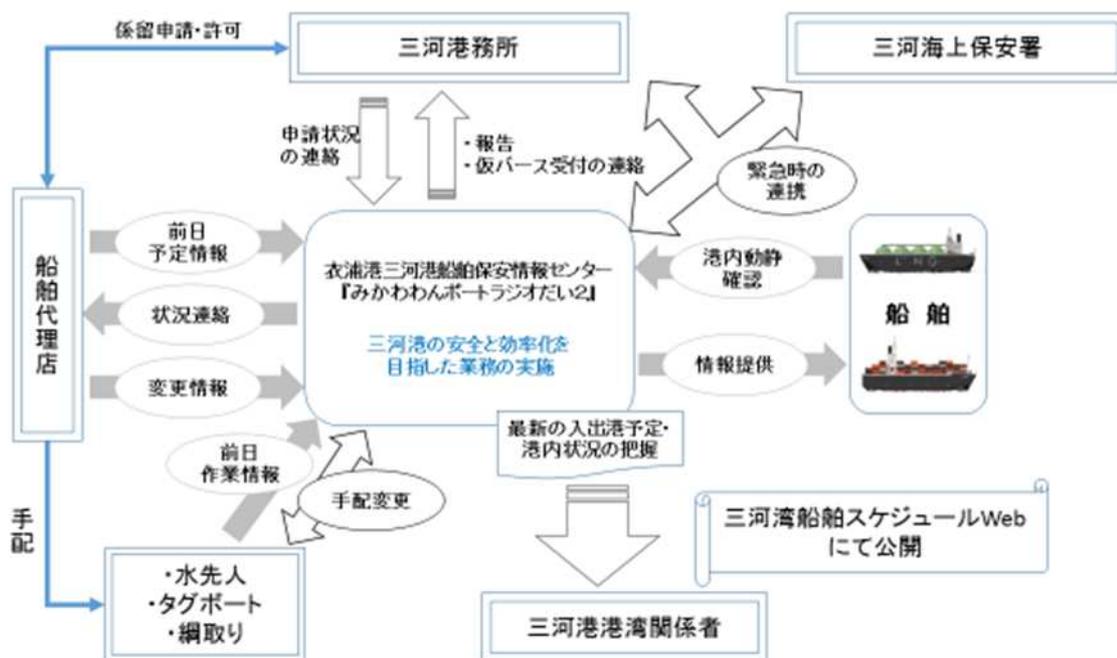
2) 運航支援手配先との調整

a 水先人会

b 曳船会社(手配済みの場合)

c 係離船作業会社

三河港情報フローチャート



三河港情報フローチャート

3.3. 三河湾船舶運航予定表の公開

情報センターは、関係者に対して「ID/Password」管理の下、リアルタイムな「三河湾船舶スケジュール」を Web で公開する。

アドレス：<https://www.toyoshingo.co.jp/mikawa/index.php>

4. 船舶と情報センターとの情報疎通

4.1. 船舶と情報センターとの連絡ツール

三河港を利用する船舶は、必ず入出港（港内移動含む）の際、事前に船舶の動静、その他必要な事項を「情報センター」に通報すること。

尚、三河港を利用する船舶は常時国際 VHF 無線電話のチャンネル 16 を聴守し、ポータラジオからの呼び出しには直ちに応答すること。

◎ 情報センターとの連絡ツール

① 国際 VHF 無線電話

遠距離：呼出名称「みかわわんポータラジオ」

近距離（三河湾内）：呼出名称「みかわわんポータラジオだい 2」

ポータラジオのチャンネル(Ch):

呼出応答用：Ch16

通信用：Ch11、Ch12（通常は Ch11 を使用）

* 豊橋航路から 3 マイル以内においては、可能な限り Ch11 を聴取し、入出港船舶と情報センターとの通信内容の共有を図ること。

② 船舶電話・携帯電話

・情報センターの電話番号：0532-34-7850

4.2. 本船との情報交換

三河港を利用する船舶は、下表に掲げるタイミングで情報センターに動静通知等必要な事項を通報すること。情報センターは同表の基本情報及び必要に応じ運航調整等の情報を適宜提供すること。

【動静連絡のタイミングと情報内容】

区分	通報時期	本船からの 通報事項	情報センターからの 情報提供等	
入港	入港前通報	・パイロットステーション 到着2時間前 ・航路イン1時間前 ・錨地到着1時間前	・パイロットステーション到着時刻 ・各航路到着予定時刻 ・錨地到着予定時刻 ・入港時の予定喫水等	・バース指定 ・バース情報 ・運航支援情報 ・航行支援情報 ・錨地情報(投錨船) ・海上工事情報 ・保安通信等
		最初の通報時刻が 変更になった時	・同上(正確な到着時刻)	・バース情報 ・運航支援情報 ・航行支援情報
		A線通過情報 (豊橋航路へ入航する対象船のみ)	・通過連絡 ・回頭位置情報	同上
	投錨通報	・投錨終了時	・投錨時刻 ・投錨位置 ・抜錨予定時刻	・バース情報 ・運航支援情報
	抜錨通報	・抜錨開始時	・抜錨完了予定時刻 ・回頭位置情報	・バース情報 ・運航支援情報 ・航行支援情報
	着岸通報	・着岸時	・着岸時刻 ・錨鎖情報	・離岸前通報を要請
出港	出港前通報	・離岸30分前	・離岸予定時刻 ・出港喫水等 ・回頭位置情報	・航行支援情報
		・シングルアップ時	・シングルアップ通報	・離岸時 ・航行支援情報
移動	移動前通報 (岸壁間移動)	・離岸30分前	・離岸予定時刻 ・回頭位置情報	・航行支援情報
		・シングルアップ時	・シングルアップ通報	・離岸タイミング ・航行支援情報
	着岸通報	・着岸時	・着岸時刻 ・錨鎖情報	・離岸前通報を要請

* A線: 橋田鼻灯台から180度に引いた線。

* 水先人、タグボートを要請しない船舶はそれに関連する項目の通報は不要。

* 運航支援情報とは、水先人やタグボート等、船舶の離着岸に関わる手配の情報。

* 航行支援情報とは、他船情報や気象、海象等、船舶の航行に必要な情報。

* 着岸時に錨鎖使用の有無と、使用時は錨鎖の長さを確認する。

* 離岸後、回頭して出港する船舶に対しては、回頭する水域を確認する。

5. 情報センターが行う運航調整

5.1. 調整エリア内における運航調整の目的

(1) 全航路共通

- ① 航路入口での競合回避
- ② 同時刻離岸による競合回避
- ③ 隣接バースの同時刻入出港における競合回避
- ④ 航路交差部での競合回避
- ⑤ 航路航行船とそれ以外の船舶の行き合い回避
- ⑥ その他留意事項に関する対応

(2) 豊橋航路、規制水域及び蒲郡航路

- ① 規制水域での競合回避
 - 1) 行き合い、追越し、並列航行の回避
 - 2) 回頭中の競合回避
- ② 同一バースにおける入替え時の競合回避
- ③ 航路内及び管理する水域内での危険な行き合い回避

5.2. 運航調整の基本的な考え

- (1) 三河港を利用する船舶の安全運航と港湾施設の利用向上の観点から、運航調整のルールを定める。
- (2) 本ルールは、関係法令(港則法、海上衝突予防法等)を遵守し運用する。
- (3) 情報センターは、定められたルールを基に、本手引きの目的のために運航調整を行う。対象船及び関係者はこの運航調整に積極的に従うものとする。
- (4) 同一時刻の運航は、水先人の有無、対象船の操縦性能も考慮した運航調整を行う。
- (5) 運航予定の変更によって、既に予定されていた他船と競合に至った場合は、変更した側が調整するものとする。
- (6) 本ルールに定めのないものは、三河海上保安署(三河港長)と協議の上、対処する。

5.3. 運航調整の基本ルール

5.3.1 三河港航路共通のルール

- (1) 航路航行船とそれ以外の船舶
 - ・航路航行船を優先する。
- (2) 航路入口における競合回避
 - ① 入港船同士が競合する場合
 - a 奥のバースへ向かう船舶から順に入航する。

- b 錨泊地から揚錨後入航する船舶とそれ以外の直行船との競合は、直行船を優先する。
- c 操縦性能の優れた船舶を優先する。
- d 着舷側が入船付けの船舶を優先する。
- ② 出港船同士が競合する場合
 - a 航路に近いバースから離岸する。
 - b 操縦性能の優れた船舶を優先する。
 - c 着舷側が出船付けの船舶を優先する。
- (3) 同時刻離岸による競合回避
 - a 原則、航路に近いバースからの出港船を優先する。
 - b 同スリット内で着舷側が出船付けの船舶と回頭する船舶が同時刻の場合は出船付けの船舶を優先する。
- (4) 隣接バースの同時刻出港における競合回避
 - ・原則、(3)を適用して運航調整を行う。

5.3.2. 航路交差部のルール

- (1) 豊橋航路と田原航路の交差部における競合回避
 - ・豊橋航路航行船を優先する。
- (2) 蒲郡航路と浜町航路の交差部における競合回避
 - ・蒲郡航路航行船を優先する。

5.4. 豊橋航路及び規制水域内における運航調整ルール

- (1) 規制水域内での競合回避
 - ① 行き合い、追越し、並列航行の禁止
 - 1) 入出港船が競合する場合
 - ・出港船を優先し、入港船は規制水域外で待機する。
 - 2) 同航船の場合
 - ・並列・追越し航行を行わない。
 - 3) 入港船が出港船の離岸より15分以上早く入域する場合
 - ・入港船を優先し、出港船は入港船が規制水域を出域するまで規制水域内へ入域しない。
 - ② 回頭が伴う離着岸船と他船との競合回避
 - 離着岸時に規制水域内で回頭する場合は、その旨を、あらかじめ情報センターに通報すること。
 - 1) 入港船が回頭着岸する場合
 - ・出港船は回頭する入港船が規制水域を出域するまで離岸しない。

- 2) 出港船が離岸後、回頭する場合
 - ・原則、回頭する出港船と回頭しない出港船が規制水域で競合する場合は、回頭しない出港船を優先する。
 - ・なお、回頭船は情報センターの指示に従い、離岸すること。
- (2) 豊橋航路内での行き合い回避
 - 1) 大型船同士の場合
 - ・出港船が航路を出航するまで、入港船は航路に入航しない。
 - 2) 大型船とそれ以外対象船の場合
 - ・本船の操縦性能、気象状況等を鑑み、安全が十分に確保できると双方の船舶が判断した場合は、情報センターにその旨を連絡し、情報センターが承知した上で規制水域外の安全な水域で行き合うことが出来る。
 - 3) 大型船以外の対象船同士の場合
 - ・規制水域外の安全な水域で行き合うことが出来る。
- (3) 同一バース入替え時の競合回避
 - ・同一バースの出港船が確実に離岸したことを確認した後、原則、5.4(2)を適用して運航調整を行う。
 - * 入港船は航路入航前に情報センターから出港船のリアルタイムな情報を積極的に入手し、その指示に従うこと。

5.5. その他留意事項

- (1) 5.3.及び 5.4.のルールを適用しない航法
 - ・競合する船舶代理店同士、船舶同士の合意内容を情報センターが承知し、十分に安全が確保されていると判断された場合。
- (2) 対象船以外の航法
 - ・予防安全が十分確保できないと判断した場合は、対象船以外の船舶であっても 5.3.及び 5.4.のルールを適用して運航調整を実施する場合がある。
- (3) 港内における時間調整
 - ・入出港船舶は、安全航行上必要と認められる場合を除き、防波堤より内側における錨泊及び長時間の滞留を行わない。

附則：

- ・本手引きは令和3年1月25日から施行する。